

福岡県公報

平成二十年一月二十三日
第二千七百七十六号

増刊 ①

目次

告示（第百六号—第百十一号）

騒音規制法第二条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正

（環境保全課）

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正

（環境保全課）

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定の一部改正

（環境保全課）

振動規制法第二条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正

（環境保全課）

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正

（環境保全課）

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部改正

（環境保全課）

告示

福岡県告示第百六号

騒音規制法第二条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十二号）の一部を次のように改定する。

平成二十年一月二十三日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、行橋市に係る部分を次の図面のように改める。
(一)次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び行橋市役所に備

え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第百七号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百三十四号）の一部を次のように改定する。

平成二十年一月二十三日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、行橋市に係る部分を次の図面のように改める。

(「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第百八号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十四号）の一部を次のように改定する。

平成二十年一月二十三日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、行橋市に係る部分を次の図面のように改める。

(「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第百九号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十六号）の一部を次のように改定する。

平成二十年一月二十三日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、行橋市に係る部分を次の図面のように改める。

(「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第百十号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福

岡県告示第千七百十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十年一月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、行橋市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第百十一号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月

福岡県告示第千七百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十年一月二十三日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、行橋市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）